



宮 崎 県 公 報

平成21年4月1日(水曜日)号外 第26号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○障害者就業・生活支援センターの指定…………… (障害福祉課) 1	
○歳入の徴収の事務の委託…………… (環境森林課) 1	
○急傾斜地崩壊危険区域の特定…………… (砂防課) 1	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (“) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 2	

○歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 3	
訓 令	
○宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令…………… (情報政策課) 3	
企業局企業管理規程	
○特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 3	
○企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 282号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
南部病院	宮崎市大字恒久 891番地14

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年3月29日から平成24年3月28日まで

宮崎県告示第 283号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	住 所	事務代の所在地	当該指定に係る地域	指 定 年月日
特定非営利活動法人キャンパスの会(みやこのじょう障害者就業・生活支援センター)	宮崎県都城市久保原町16街区16号	宮崎県都城市中町1街区7号IT産業ビル1階	都城北諸圏	平成21年4月1日
社会福祉法人浩	宮崎県日	宮崎県日	日向入郷圏	平成21年

和会 (ひゅうが障害者就業・生活支援センター)	向市大字 財光寺字 池1565番地2	向市大字 財光寺桃 ノ木 515 番地1	域	4月1日
----------------------------	--------------------------	-------------------------------	---	------

宮崎県告示第 284号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
林業技術センター使用料	社団法人宮崎県林業協会	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

宮崎県告示第 285号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 政矢谷地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた土地の区域(平成18年宮崎県告示第520号で指定した第57号に掲げる土地の区域を除く。)

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	北諸県郡三股町大字長田字政矢谷5505-4
2	” ” ” ” 5451-2

3	北諸県郡三股町大字長田字政矢谷5440-3
4	" " " " 5447-12
5	" " " " 5447-10
6	" " " " 5447-8
7	" " " " 5447-5
8	" " " " 5447-12
9	" " " " 5441-3 地先道路敷
10	" " " " 5454-1
11	" " " " 5505-5

2 宇和路地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市北浦町古江字宇和路2220-1 地先道路敷
2	" " " " 2296-1
3	" " " " 2266
4	" " " " 2320-2
5	" " " " 2327-1
6	" " " " 2331
7	" " " " 2308-9

3 追内地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線、標柱8号と9号を市道榎井線官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市追内町 449-2
2	" 神戸町52-2
3	" " "
4	" " 52-1
5	" " 53-2
6	" " "
7	" " "
8	" 追内町 434-乙
9	" " 444

4 八所地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山字八所3017-1
2	" " " " "
3	" " " " 3014-3
4	" " " " 3014-1
5	" " " " 3012-1
6	" " " " "

7	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山字八所3010
8	" " " " 3013-3
9	" " " " 3014

5 宇津木地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた土地の区域(昭和45年宮崎県告示第249号で指定した第18号に掲げる土地の区域を除く。)

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市島浦町 586
2	" " 608-1
3	" " 580-イ
4	" " 581
5	" " "
6	" " 585
7	" " 584
8	" " 586

宮崎県告示第 286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	無名沢	02-322-1-008	土石流
	みぞこ沢	02-322-1-009	土石流
	右大神沢川	02-322-1-022	土石流
	左大神沢川	02-322-1-023	土石流
	興宮下の谷	1-1-0368	急傾斜地の崩壊
	川ノ口	1-1-0369	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
日南市	無 名 沢	02- 322- 1- 008	土 石 流	宮崎県宮崎土木 事務所及び高岡 土木事務所管内 の県営住宅に係 る住宅使用料及 び駐車場使用料	社団法人宮崎県宅地 建物取引業協会	平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで
	みぞこ沢	02- 322- 1- 009	土 石 流			
	右大神沢川	02- 322- 1- 022	土 石 流			
	左大神沢川	02- 322- 1- 023	土 石 流			
	興宮下の谷 川 ノ 口	I- 1- 0368 I- 1- 0369	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 288号
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。
平成21年 4 月 1 日
宮崎県知事 東国原 英 夫

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県宮崎土木 事務所及び高岡 土木事務所管内 の県営住宅に係 る住宅使用料及 び駐車場使用料	株式会社マエムラ	平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで
	株式会社クボタ住宅	
	宮住商事株式会社	
	株式会社共栄ハウス	
	成和産業株式会社	
株式会社宮崎南不動 産		
株式会社カンエイ		

訓 令

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成21年 4 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第 3 号

本 庁
各出先機関

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令

宮崎県行政情報化総合調整規程(平成19年訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(行政委員会等の取扱い) 第12条 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者又は議会から、システム基盤の整備等若しくはその所掌する事務の行政情報処理に関する協議又は共用コンピュータ(情報政策課に設置する共同利用のための汎用コンピュータをいう。)の利用若しくは研修の受講の申出を受けた場合は、この訓令の例により処理するものとする。	(行政委員会等の取扱い) 第12条 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者又は議会から、システム基盤の整備等若しくはその所掌する事務の行政情報処理に関する協議又は研修の受講の申出を受けた場合は、この訓令の例により処理するものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

企業局企業管理規程

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成21年 4 月 1 日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第 1 号

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成 5 年宮崎県企業局企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後									
(総制職員の勤務時間等) 第 4 条 総制職員については、毎 4 週間について 1 週間当たりの勤務時間が 40 時間を超えないように勤務時間等を割り振るものとする。 2 [略] 3 総制職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする。		(総制職員の勤務時間等) 第 4 条 総制職員については、毎 4 週間について 1 週間当たりの勤務時間が 40 時間を超えないように勤務時間等を割り振るものとする。 2 [略] 3 総制職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする。									
勤務区分	勤務時間	勤務区分	勤務時間								
一直	午後 9 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分まで	一直	三直と一直が連続する場合 午前 0 時から午前 8 時 30 分まで その他 午後 11 時 45 分から翌日の午前 8 時 30 分まで								
二直	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで	二直	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで								
三直	午後 4 時から午後 10 時まで	三直	三直と一直が連続する場合 午後 3 時 30 分から翌日の午前 0 時まで その他 午後 3 時 30 分から翌日の午前 0 時 15 分まで								
日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで								
5 総制職員の勤務時間等の割振りは、5 日を周期とした交替制勤務によるものとし、その転換方法は、原則として次の表のとおりとする。ただし、必要に応じ日勤を命ずることがある。		5 総制職員の勤務時間等の割振りは、5 日を周期とした交替制勤務によるものとし、その転換方法は、原則として次の表のとおりとする。ただし、必要に応じ日勤を命ずることがある。									
区分	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日	第 5 日	区分	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日	第 5 日
割振り	三直	二直	一直	週休日	週休日	割振り	二直	三直	一直	週休日	週休日
(臨時直職員の勤務時間等) 第 5 条 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間につき 40 時間とする。 2 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲げる職員の区分及び中欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする。		(臨時直職員の勤務時間等) 第 5 条 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間につき 40 時間とする。 2 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする。									
職員の区分	勤務区分	勤務時間	勤務区分	勤務時間							
第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の業務を行う臨時直職員	一直	午後 9 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分まで	一直	午前 0 時 30 分から午前 9 時 15 分まで							
	二直	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで	二直	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで							
	三直	午後 4 時から午後 10 時まで	三直	午後 4 時 30 分から翌日の午前 1 時 15 分まで							
	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで									
第 2 条第 2 項第 1 号及び第 4 号の業務を行う臨時直職員	一直	午前 0 時 30 分から午前 9 時 15 分まで									
	二直	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで									
	三直	午後 4 時 30 分から翌日の午前 1 時 15 分まで									

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成 21 年 4 月 1 日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程

企業局事務決裁規程（平成 3 年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
別表第 1（第 3 条関係）							別表第 1（第 3 条関係）						
事 項	専 決 区 分						事 項	専 決 区 分					
	本 庁				出先機関			本 庁				出先機関	
	副局長	課長	課長補佐	担当リーダー	所長	副所長		副局長	課長	課長補佐	担当リーダー	所長	副所長
1 休暇及びその他のサービスに関すること。 (1) 課長（これと同等の職にある者を含む。）に係るもの	○						1 休暇及びその他のサービスに関すること。 (1) 課の所属職員に係るもの		○				
(2) 課の所属職員に係るもの		○					(2) 所の所属職員（所長を含む。）に係るもの					○	
(3) 所の所属職員（所長を含む。）に係るもの					○								
2 出張に関すること。 (1) 課長（これと同等の職にある者を含む。）に係るもの	○						2 出張に関すること。 (1) 課の所属職員に係るもの		○				
(2) 課の所属職員に係るもの		○					(2) 所の所属職員（所長を含む。）に係るもの					○	
(3) 所の所属職員（所長を含む。）に係るもの					○		(3) (2)のうち所の所属職員（副所長を除く。）の県内出張に係るもの						○
(4) (3)のうち所の所属職員（副所長を除く。）の県内出張に係るもの						○							
3 職員の職務に専念する義務の免除の承認に関すること（別に指定するものを除く。）。 (1) 課長（これと同等の職にある者を含む。）及び所長に係るもの	○（副局長（総括））						3 職員の職務に専念する義務の免除の承認に関すること（別に指定するものを除く。）。 (1) 課及び所の所属職員に係るもの		○（総務課長）				
(2) 課及び所の		○（											

所属職員に係るもの	○	総務課長	上														
4 職員の職務に専念する義務の免除の承認に関すること（別に指定するものに限る。）。 (1) 課長（これと同等の職にある者を含む。）に係るもの	○									○							
(2) 課の所属職員に係るもの		○															
(3) 所の所属職員（所長を含む。）に係るもの						○											
[略]																	
[略]																	
4 職員の職務に専念する義務の免除の承認に関すること（別に指定するものに限る。）。 (1) 課の所属職員に係るもの		○															
(2) 所の所属職員（所長を含む。）に係るもの							○										
[略]																	
[略]																	

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。